

株式会社ワイズ関西 マージン率等公開情報（近江八幡営業所）

令和元年7月現在

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第5項の規定に従い、労働者派遣事業に係る情報を次のとおりお知らせします。

- ① 派遣労働者の数： 95名
- ② 派遣先の数：約 23社
- ③ マージン率： 31.05%
- ④ 教育訓練に関する事項：雇入れ時の教育など（ホームページ内参照）
 - ★派遣労働者のキャリア形成支援のため、キャリアコンサルタントの相談窓口の設置あり。
- ⑤ 労働者派遣に関する料金額の平均額：1,591円
- ⑥ 派遣労働者の賃金額の平均額：1,097円
- ⑦ 雇用安定措置を講じた人数（下表参照）

(6) 雇用安定措置（法第30条）の措置の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置 （派遣先への直接雇用の依頼）を講じた人数		第2号の措置 （新たな派遣先の提供）を講じた人数		第3号の措置 （派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用）を講じた人数	第4号の措置（その他の措置）を講じた人数			第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった人数
		うち、派遣先で雇用された人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	教育訓練（雇用を維持したままのものに限る）		紹介予定派遣（※2）	左記以外のその他の措置		
計	58	4	4	34	30				20	
3年見込み	8	4	4	2	2					
2年半から3年末見込み	4			2	2				2	
2年から2年半末見込み	5			4	3				1	
1年半から2年末見込み	13			5	3				8	
1年から1年半末見込み	14			5	4				9	
1年末見込み（※1）	16			16	16					

⑧ その他参考となると認められる事項：

[派遣労働者のために会社が負担している費用]

- i 社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料）
- ii 労働保険料（労災保険料、雇用保険料）
- iii 健康診断費用
- iv 教育・訓練費（資格取得費等）
- v 通勤手当
- vi 有給休暇費用
- vii 休業手当費用
- viii その他費用